

社会復帰促進等事業に関する平成23年度第1次補正予算概要

23年度 事業番号	事業名	平成23年度第1次 補正予算額(千円)	補正予算概要
10	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	736,934	東日本大震災により、労災病院等の被害が甚大であることから、労働者を含めた被災者に対する医療の提供体制等を早急に回復させるため、復旧工事を行うもの。 ・労災病院(青森、東北、福島) ・労災看護専門学校(宮城) ・労災病院職員宿舎(福島)
15	労災保険相談員設置費	109,768	迅速・適切な労災保険給付のために、特に被害が大きかった地域を管轄する労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、被災労働者及びその遺族に対する労災保険給付の請求に対する相談・指導等を行うものである。
20	労災特別介護施設設置費	291,278	宮城労災特別介護施設及び千葉労災特別介護施設は、東日本大震災により施設建物の破損及び設備機器の故障等が発生している状況にあり、施設入居者の安全な生活環境及び円滑な施設運営を保障するため、施設の特別修繕を行うものである。
23	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	975,407	(財)労災保険情報センターが実施する治療費等の費用に相当する額を貸し付ける労災診療被災労働者援護事業の貸付原資について、想定される貸付増額分を追加で補助することにより、東日本大震災により被災された方々に対し適切に治療等を行う労災指定医療機関に対する支払の遅延による経済的負担を強いることを防ぐものである。
34	職業病予防対策の推進	65,584	福島第一原発の周辺地域において復旧工事等を行う事業上を対象として、放射性物質による健康影響や労働者の被ばく線量の把握法等について研修会を開催するとともに、同研修会の参加事業者に携帯式線量計を支給し、復旧工事等における労働者の被ばく線量を把握させ、必要に応じて専門医による検査を受診させる等の健康管理対策につなげるものである。
35	じん肺等対策事業	108,887	東日本大震災の被災地においては、「建築物」の定義に該当しないため、石綿則の一部が適用されない倒壊したビルや隔離義務のない船舶等の解体等の工事が行われることになり、高濃度のばく露が危惧されるため、解体現場におけるアスベストの気中濃度を測定し、解体現場における健康障害防止対策を指導する。またアスベストによるばく露防止対策をまとめたパンフレットを作成し、集団指導やパトロールにおいて活用し、対策の徹底を図るものである。
36	地域産業保健事業	1,032,247	東日本大震災の被災地域において、自らの健康に不安を感じる中小事業場(300人未満の被災事業場)の労働者に対し、臨時の健康診断を実施するものである。
40	有害物質安全対策費	169,754	復旧工事地域の管轄署に呼吸要保護具、防じんマスクを整備するとともに、原子力災害発生地域の管轄署に放射線防護服等を整備するものである。

43	石綿障害防止総合相談員等設置経費	27,715	東日本大震災の被災地の労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を配置し、石綿解体等の計画届・作業届の点検指導の的確・迅速化を図るとともに、パトロールを行うものである。
46	メンタルヘルス対策等事業	25,527	東日本大震災の被災地域の復旧に伴い、心の不調を訴える労働者が大幅に増加し、こうした労働者本人からの相談はもとより、上司や同僚、また、職場の健康管理を進める産業保険スタッフ等からの相談が大幅に増加することが見込まれる。 こうしたことから、メンタルヘルス対策支援センターの相談員の拡充、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を活用した電子メールによる相談対応を行うものである。
51	建設業等における労働災害防止対策費	227,728	中小事業者を重点対象として、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットホームを岩手県、宮城県及び福島県に開設し、工事現場巡回指導、安全衛生相談等の復興工事安全衛生確保支援事業を実施するものである。
57	特別安全衛生指導等経費	40,740	岩手局、宮城局、福島局の監督署職員を原子力発電所関係労働者及び近隣事業場の労働者の健康障害防止対策に係る指導等の業務の円滑な実施のために弾力的に配置する。また、近隣局及び全国から職員を派遣し、応援態勢を確保する。
69	安全衛生施設整備費	119,461	東北安全衛生技術センター及び関東安全衛生技術センターについては、天井走行クレーンの崩落や外壁・内壁の崩落等、施設に甚大な被害を受けており、免許試験の実施が困難となっているため、復旧工事を実施するものである。
79	未払賃金立替払事務実施費	14,933,249	東日本大震災に伴い倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」において、その制度の周知の徹底を図るとともに、より早期に立替払が受けられるよう事務処理の迅速化及び立替払に必要な原資の増額を図るものである。
87	個別労働紛争対策費	10,878	岩手、宮城、福島労働局管内において、東日本大震災の被害が大きかった地域に所在する総合労働相談コーナーの相談員を増員する。